

お悩みをお持ちの事業主のみなさま

社 会 保 険 労 務 士

を **無料** で派遣します

年5日以上の有給休暇
を取得させてる？

就業規則が法改正
に対応している？

同一労働同一賃金
よくわからない

助成金を
利用できるの？



STEP 1

徳島働き方改革推進支援センターへ
電話・FAX・メールで、問合せ下さい

STEP 2

専門家が直接訪問して相談に対応します
労務管理全般の相談に対応（すべて無料）

《問合せ先》 徳島働き方改革推進支援センター

〒770-0865 徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階
徳島県社会保険労務士会内

フリーダイヤル **0120-967-951**

FAX.088-654-7780

メールアドレス soudancenter@tokushima-sr.jp

専門家派遣申込書

徳島働き方改革推進支援センター行

令和 年 月 日

FAX 088-654-7780

企業名 団体名	(名称) 代表者(担当)名					
所在地	〒 E-mail @					
電話			FAX			
希望日時	① 月 日 時頃	② 月 日 時頃	③ 月 日 時頃			
ご相談内容 (具体的に)	1. 助成金活用 2. 労働時間等の見直し 3. 就業規則の見直し、作成 4. 賃金制度の見直し 5. 労務管理にかかる法改正等 6. その他					

※お申し込みいただいた企業及び個人情報、相談支援事業に関する以外には使用いたしません。